

- 広島県訓令
- 広島県議会議務局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令第四号
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令

- 本庁
- 地方機関
- 議事務局
- 教育委員会事務局本庁
- 教育委員会事務局地方機関
- 学校以外の教育機関
- 選挙管理委員会事務局
- 人事委員会事務局
- 監査委員事務局
- 労働委員会事務局
- 海区漁業調整委員会事務局

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

- 広島県知事 藤田 雄山
- 広島県議会議長 新田 篤実
- 広島県教育委員会委員長 小笠原 道雄
- 広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利
- 広島県人事委員会委員長 丸山 明
- 広島県代表監査委員職務代理者 高橋 義則
- 広島海区漁業調整委員会会長 山本 正直

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

- 広島県訓令
- 広島県議会議務局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令

別表中「出納長室」を「会計管理局」に、「出納総務室」を「会計総務室」に改める。  
附 則

この訓令は、公布の日から施行する。